

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)				
②名称	Turkish Patent and Trademark Office (TURKPATENT)				
③所在地	13 Hipodrom Street 06560 Yenimahalle Ankara				
④連絡先	(電話) (90 312) 303 10 00 (FAX) (90 312) 303 11 73 (E-mail) contact@turkpatent.gov.tr (internet) http://www.turkpatent.gov.tr/				
⑤組織の長	President: Professor Dr. Habip ASAN				
⑥沿革	<p>(全般)</p> <p>(1) 1994年6月24日、トルコ特許庁が設され、その機能を定める法令No.544が施行された。</p> <p>(2) 2001年1月9日、トルコ国内で欧州特許条約を施行する規則が発効した。</p> <p>(特許)</p> <p>(1) 1879年に、1844年のフランス特許法を基本として起草された1879年特許法が施行された。</p> <p>(2) 1995年に、特許の保護に関する法令No.551が施行され、これにより1979年法が廃止された。</p> <p>1995年11月27日には、その施行規則も施行された。</p> <p>(3) 2004年には、侵害に対する罰則を定めた特許・意匠・地理的表示・商標改正法第4128号が施行された。</p> <p>(意匠)</p> <p>(1) 1995年6月27日、工業意匠保護に関する法令第554号が施行された。1995年11月5日には、その施行規則も発効した。これによりトルコに意匠登録制度が導入された。</p> <p>(2) 2004年には、侵害に対する罰則を定めた特許・意匠・地理的表示・商標改正法第4128号が施行された。</p> <p>(商標)</p> <p>(1) 1995年11月7日、商標の保護に関する法令第553号が施行された。1995年11月15日には、その施行規則も施行された。</p> <p>(2) 2004年には、侵害に対する罰則を定めた特許・意匠・地理的表示・商標改正法第4128号が施行された。</p> <p>(3) 2005年4月8日に、主に出願の要件を変更するものである改正が行われた。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、原産地表示				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1976/5/12	1952/1/1			1930/8/21
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1925/10/10			2004/4/8
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		2005/1/1		2008/11/28	2008/11/28
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1998/11/30			2005/1/1	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1999/1/1	1996/1/1	1998/11/30	1996/1/1
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	1996/10/1	1996/1/1	1995/3/26		

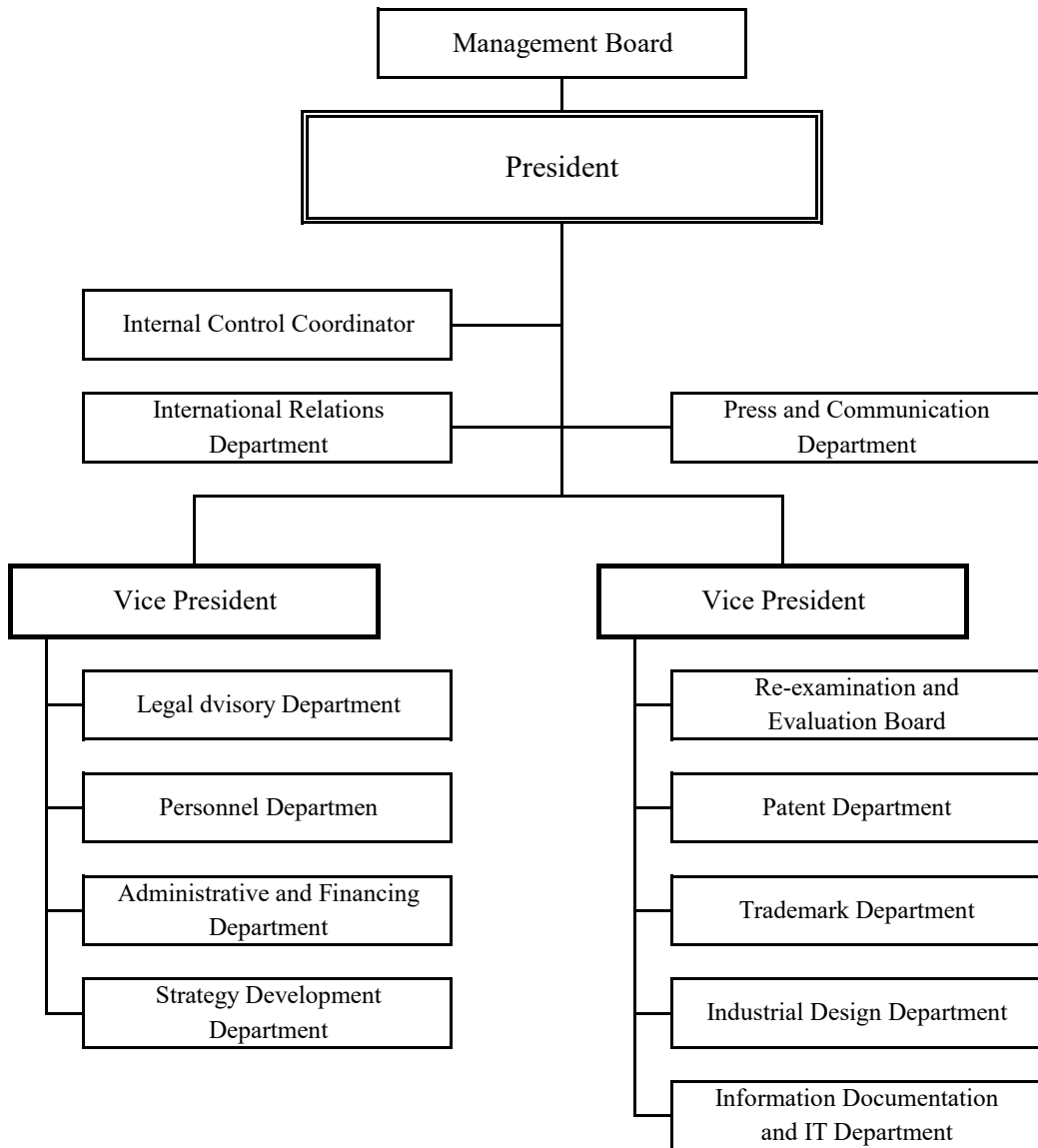
①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	8,555	7,466	8,088	8,158
		(内 外国出願)	380	310	217	238
		(内 日本から)	34	43	22	31
		(内 PCTルート)	359	215	274	265
	実用新案	全数	3,320	2,770	2,971	3,627
		(内 外国出願)	64	72	65	50
	意匠	全数	10,249	9,290	10,350	11,319
		(内 外国出願)	1,704	1,635	1,806	1,356
		(内 日本から)	76	58	64	60
	商標	全数	119,309	119,622	133,351	169,495
		(内 外国出願)	13,210	14,073	13,940	13,583
		(内 日本から)	454	484	447	453
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,900	2,882	1,941	2,063
		(内 外国出願)	143	285	185	134
		(内 日本から)	18	38	10	21
		(内 PCTルート)	140	127	50	89
	実用新案	全数	2,088	335	690	1,179
		(内 外国出願)	74	28	29	34
	意匠	全数	9,864	9,601	8,928	10,002
		(内 外国出願)	1,774	2,573	1,727	1,655
		(内 日本から)	106	79	80	64
	商標	全数	92,133	96,414	86,964	99,555
		(内 外国出願)	14,743	14,509	14,530	13,828
		(内 日本から)	511	498	541	466
	出典: WIPO IP Statistics					

①国名

Republic of Turkey (TR)
(トルコ共和国)

⑫ 組 織

<組織図> トルコ特許庁(TPI)は、Ministry of Industry and Economy(産業経済省)の下部組織である。



(出典): トルコ特許庁(TPE)のHP

①国名	Republic of Turkey(TR) (トルコ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法
	③地理的効力の範囲	トルコ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知的財産法第109条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (知的財産法第160条)
	⑦出願言語	トルコ語、又は明細書及びクレームについては英語、フランス語、ドイツ語(英語、フランス語、ドイツ語は1月以内にトルコ語の翻訳文を提出しなければならない) (知的財産法第90条5)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (知的財産法第101条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(知的財産法第83条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1)公の又は公認の国際博覧会における展示日から12月 (2)発明者又は第三者による開示日から12月 (知的財産法第84条、93条)
	⑪非特許対象	(1)発見、化学理論又は数学的方法 (2)心理的行為、事業若しくは取引業務を遂行するため、又はゲームを行うための計画、方法、実行案又は規則 (3)文学作品、芸術的作品、科学的作業及び美術的特徴を有する創造物 (4)コンピュータプログラム (5)情報又はデータの収集、配列、提供又は提示及び移送のための技術的な側面を含まない方法 (6)人体又は動物の身体に適用される治療、手術及び診断方法 (7)公序良俗に反する発明 (8)植物及び動物の品種並びに植物及び動物品種の生物学的な要因に基づく増殖法 (9)ヒトをクローン化する方法、ヒトの伴性遺伝の遺伝子同一性を変更する方法 (知的財産法第82条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知的財産法第82条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願人は、審査報告書の通知日から3月以内に、手数料を納付することにより、審査を行うよう請求するものとする。 そうでない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる (知的財産法第98条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公報により公開される。 (知的財産法第97条)
	⑯異議申立制度の有無	有。第三者は、手数料を納付することにより、対象の特許に対して、特許付与の決定が公報に公告された日から6月以内に、異議申立をすることができ(知的財産法第99条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人は、特許の無効を裁判所に提訴することができる。 (知的財産法第138条)
	⑱実施義務	有。特許付与の公告日から3年。特許権者又は特許権者に授權されている者は、特許付与の公告日から3年以内に特許発明を実施しなければならない。この期間内に特許発明が未実施の場合は、強制実施権の設定の対象となる。 (知的財産法第130条)

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)			
⑱費用 単位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用]			
	出願料	25 TRL		
	優先権主張料(1優先権)	67 TRL		
	優先権主張料(2優先権)	78 TRL		
	優先権主張料(3優先権)	89 TRL		
	優先権主張料(4優先権)	101 TRL		
	優先権主張料(5優先権)	112 TRL		
	優先権主張料(6優先権)	122 TRL		
	優先権主張料(7優先権)	134 TRL		
	優先権主張料(8優先権)	145 TRL		
	調査料	150 TRL		
	審査料	150 TRL		
	審査料(第2、第3の審査料)	100 TRL		
	登録料	240 TRL		
	[特許権の維持に掛かる費用]			
	年金			
	2年次	135 TRL	9年次 395 TRL	16年次 1,120 TRL
	3年次	145 TRL	10年次 460 TRL	17年次 1,250 TRL
	4年次	160 TRL	11年次 520 TRL	18年次 1,390 TRL
	5年次	265 TRL	12年次 620 TRL	19年次 1,540 TRL
6年次	285 TRL	13年次 730 TRL	20年次 1,700 TRL	
7年次	355 TRL	14年次 850 TRL		
8年次	370 TRL	15年次 980 TRL		
⑳料金減免措置の有無	無。			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の 施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法
	③地理的効力の 範囲	トルコ国内のみ。
	④他国制度との 関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (知的財産法第109条)
	⑥現地代理人の 必要性及び代理 人の資格	要。 (知的財産法第160条)
	⑦出願言語	トルコ語、又は明細書及びクレームについては英語、フランス語、ドイツ語(英語、 フランス語、ドイツ語は2ヶ月以内にトルコ語の翻訳文を提出しなければならない) (知的財産法第143条)
	⑧実用新案権の 存続期間及び起 算日	出願日から10年 (知的財産法第101条)
	⑨新規性の判断 基準	内外国公知、内外国刊行物(知的財産法第83条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1)出願人又はその前任者による開示日から12ヶ月 (2)考案者又は第三者による開示日から12ヶ月 (知的財産法第84条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、化学理論又は数学的方法 (2) 心理的行為、事業若しくは取引業務を遂行するため、又はゲームを行うための 計画、方法、実行案又は規則 (3) 文学作品、芸術的作品、科学的作業及び美術的特徴を有する創造物 (4) コンピュータプログラム (5) 情報又はデータの収集、配列、提供又は提示及び移送のための技術的な側面 を含まない方法 (6) 人体又は動物の身体に適用される治療、手術及び診断方法 (7) 公序良俗に反する発明 (8) 植物及び動物の品種並びに植物及び動物品種の生物学的な要因に基く増殖法 (9) ヒトをクローン化する方法、ヒトの伴性遺伝の遺伝子同一性を変更する方法 (10) 化学的及び生物学的物質又は化学的及び生物学的な方法若しくはこれらの方法によ り取得される製品に関する考案 (11) 医薬関連物質又は医薬関連方法若しくはこれらの方法により取得される 製品に関する考案 (12) バイオテクノロジーに係る考案 (13) 方法により取得される製品又はこれらの方法に関する考案 (知的財産法第142条)
	⑫実体審査の有 無及び審査事項	無。(出願は方式及び主題に対してのみ審査され、新規性調査報告の作成は要求され ないが、実用新案証の出願人及び所有者は任意に調査報告書作成を請求できる。 また、異議申立の理由としては、新規性の欠如も理由とすることができ、審査される) (知的財産法第143条)
	⑬審査請求制度 の有無	有。 (知的財産法第143条)
	⑭優先審査制度 ・早期審査制度 の有無	無。
	⑮出願公開制度 の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件に備えているとき、公報により公告 (公開)される。 (知的財産法第97条)
	⑯異議申立制度 の有無	有。利害関係人は、出願公開日から3ヶ月以内に異議申立てを行うことができる。 (知的財産法第143条)
	⑰無効審判制度 の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人は実用新案の無効を裁判所に提訴する ことができる。 (知的財産法第138条)
	⑱実施義務	有。実用新案の付与の公告日から3年。実用新案権者又は実用新案権者に授権さ れている者は、実用新案の付与の公告日から3年以内に実用新案を実施しなければ ならない。この期間内に実用新案が未実施の場合は、強制実施権の設定の対象と

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
		なる。 (知的財産法第130条)

①国名	Republic of Turkey(TR) (トルコ共和国)				
⑱費用 単位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用]	出願料	25 TRL		
		優先権主張料(1優先権)	67 TRL		
		優先権主張料(2優先権)	78 TRL		
		優先権主張料(3優先権)	89 TRL		
		優先権主張料(4優先権)	101 TRL		
		優先権主張料(5優先権)	112 TRL		
		優先権主張料(6優先権)	122 TRL		
		優先権主張料(7優先権)	134 TRL		
		優先権主張料(8優先権)	145 TRL		
		調査料	150 TRL		
		審査料	150 TRL		
		審査料(第2、第3の審査料)	100 TRL		
		登録料	240 TRL		
		⑳料金減免措置の有無	無。		
		㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。		

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法
	③地理的効力の範囲	トルコ国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (知的財産法第70条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。国外居住の出願人は、公認の意匠代理人を選任しなければならない。 (知的財産法第160条)
	⑦出願言語	トルコ語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ごとに4回更新することができる。(最長25年) (知的財産法第69条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知的財産法第56条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1)公の又は公認の国際博覧会における展示日から6月 (知的財産法第62条) (2)創作者又は第三者による開示日から12月 (知的財産法第57条)
	⑪不登録対象	意匠及び製品の説明に合致しない場合 公の秩序又は道徳に違反する場合、 第3条の範囲内に含まれない自然人及び法人によりなされた場合、 前記パリ条約第6条の3の範囲内で行われる、並びにこの範囲外であるが、 公の秩序に関係し、宗教的、歴史的及び文化的価値について公知となっており、 かつ、関係当局により登録許可が付与されない標識、紋章、勲章又は呼称を含む、 主権の標識の不適切な使用を含む場合 (知的財産法第64条)
	⑫実体審査の有無	有。 (知的財産法第64条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。トルコにおいては、意匠法により、製品及びこの物品を構成する部品の意匠も保護される。この場合、当該部分の意匠についても製品の場合と同様に、それ自体が新規であり、固有の特徴を有することが必要である。 (知的財産法第56条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (知的財産法第58条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(トルコはロカルノ協定加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、意匠出願は方式要件を備えており、出願の意匠が意匠として登録できるときは、公報により公告(公開)される。(知的財産法第65条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日から30月以内の期間だけ、意匠の公告の延期を請求することができる。(知的財産法第66条)
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は意匠登録の公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。(知的財産法第67条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる。(知的財産法第78条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)		
	②④費用 単位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用]	出願料 146 TRL(1意匠) 42 TRL(1超の各意匠につき)
		印刷料(B/W) 25 TRL	
		印刷料(カラー) 50 TRL	
		登録料	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料 366 TRL(1意匠) 51 TRL(1超の各意匠につき)	
	②⑤料金減免措置 の有無	無。	

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法
	③地理的効力の範囲	トルコ国内のみ。
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、地理的表示、伝統的特産品 (知的財産法第31条、33条)
	⑥商標の種類	人名を含む語、図形、色彩、文字、数字、音声及び商品の形状又はその包装のような標 (知的財産法第4条)
	⑦出願人資格	トルコ共和国の国民 トルコ共和国の国境内で居住しているか又は商工業活動に従事している自然人又は法 パリ条約又は世界貿易機関設立協定による出願権を有する者 相互主義の原則に従って、トルコ国民に対して工業所有権の保護を与える国の 国民権を有する者 (知的財産法第3条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (知的財産法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。トルコに非居住の出願人は、公認の商標代理人を選任しなければならない。 (知的財産法第160条)
	⑪出願言語	トルコ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新することができる。 (知的財産法第23条)
	⑬グレースピリット	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から6月(知的財産法第12条) ・公の又は公認の国際博覧会における展示による開示。
	⑭不登録対象	(1) 視覚により認識できるように表現できない標章 (2) 商品又はサービスについて識別性を欠いている標章 (3) 同一又は混同を生じるほどに類似している商品又はサービスについて、先に登録 又は出願された商標と同一又は混同を生じるほどに類似している標章 (4) 商品又はサービスの種類、性質、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品 の製造時期若しくはサービスの提供時期、又はその他の特徴を表すために取引上 使用することができる標識又は表示のみからなる標章 (5) 工芸家、専門家若しくは商業者の特定の集団を識別するために使用される標識 若しくは表示、又は商慣習において常用されるようになっている標識若しくは表示の みからなる標章 (6) 商品の性質に由来する商品の形状、技術的結果を得るために必要とされる商品 の形状又は商品に実質的価値を与える商品の形状によって構成される標章 (7) 商品又はサービスの種類、品質、生産地又は地理的原産地について公衆を欺瞞 するような性質の標章 (8) 権限のある当局によって許可されておらず、パリ条約第6条の3の規定に基づき 拒絶される標章 (9) 権限のある当局によって許可されておらず、公衆が特定の歴史的又は文化的な 関心を有する、パリ条約第6条の3の規定するもの以外の徽章、記章若しくは紋章入 り盾を含む標章 (10) 宗教的シンボルを含む標章 (11) 公序良俗に反する標章 (12) 同一の商品又はサービスについて先の出願日の(又は優先日)をもってトルコ国 内又はトルコに対して効力を有する既に登録又は登録出願されている商標と同一 の標章 (13) (i)類似の商品又はサービスについて、トルコ国内又はトルコに対して効力を有 する既に登録又は出願されている商標と同一の標章、又は(ii)同一の又は類似の 商品又はサービスについて、トルコ国内又はトルコに対して効力を有する既に登録 又は出願されている商標と類似の標章

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
		(14) 商標の所有者の代理人又は代表者が、所有者の同意なしに、及び正当な理由なく自己の名義で登録出願した標章 (15) 先の商標がトルコにおいて名声を得ており、正当な理由のない後の標章の使用が、先の商標の識別性又は名声を不正に利用し、又は害するものである場合は、類似しない商品又はサービスについて先の出願日(又は優先日)を有するトルコ国内又はトルコに対して効力を有する既に登録又は出願されている商標と同一の、又は類似の標章 (16) 第三者の名前又は写真を含む標章、又は第三者の著作権又は工業所有権を侵害する標章 (17) 3年以内に登録が満了した保証商標又は団体商標と同一の又は類似の標章 (18) 同一の又は類似の商品又はサービスについて登録された商標であって、更新しないために登録が2年以内に満了したもの (知的財産法第5条、6条)
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。	パリ条約第6条の2の文脈における周知標章と同一又は類似の商標出願は、同一及び類似の商品又はサービスにつき、異議申立により拒絶されるものとする。 (知的財産法第6条)
⑰一出願多区分制度の有無	有	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	商標出願は、その全てについて、(i)出願要件、(ii)権利要件、及び(iii)拒絶の絶対的要件が審査される。また、審査は、同一又は類似の登録又は出願中の関係する商品又は役務について行われる。(商標法第29条、第32条)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	審査は通常6～8月かかるが、これが早期審査制度の利用により12月に短縮することができる。
㉑出願公開制度の有無	無。	公開制度はないが、出願が要件を満たしており、商標登録が認められると判断された場合、公報により出願は公告(公開)される。出願公告後、異議申立期間の経過により商標登録がされ、その登録は公報で公告される。(知的財産法第16条)
㉒異議申立制度の有無	有。	公報に公告されたが、第5条又は第6条に従って登録すべきでない商標出願に関し異議申立は、商標出願の公告後2月以内に、関係人によりなされるものとする。 (知的財産法第18条、第19条)
㉓無効審判制度の有無	無。	無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知的財産法第25条)
㉔不使用取消制度の有無	有。	5年。登録後において継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知的財産法第9条)
㉕商標分類		国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(トルコはニース協定の加盟国)
㉖図形要素の分類		図形要素分類(ウィーン分類)を採用している。(トルコはウィーン協定の加盟国)
㉗譲渡要件	無。	商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (知的財産法第16条)

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
⑳費用 単位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用] 出願料	121 TRL(1分類)
		274 TRL(2分類)
		428 TRL(3分類)
		228 TRL(3超の各分類につき)
	[意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料	536 TRL(権利期間満了前6月内)
		779 TRL(権利期間満了後6月内)
㉑料金減免措置の有無	無。	